

## 秋田県告示第290号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成30年4月24日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 秋田市南部区域